

令和6年9月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

インターホン（モニターテレビ付）、電動アシスト自転車、エアコンに関する事故（リコール対象製品）について  
（詳細は次頁以降参照。）

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うちガスこんろ（都市ガス用）1件）                                                                                                                                                                                                                                                         | 1件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故<br>（うちインターホン（モニターテレビ付）1件、電動アシスト自転車1件、エアコン1件）                                                                                                                                                                                                             | 3件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちリチウム電池内蔵充電器1件、自転車1件、エアコン2件、蛍光灯1件、脚立（アルミニウム合金製）1件、電気掃除機（自走式）1件、タブレット端末1件、扇風機1件、電動アシスト自転車2件、イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）3件、バッテリー（リチウムイオン、タブレット端末用）1件、レンジフード1件、エアコン（窓用）1件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、サーキュレーター1件、照明器具1件、電気式床暖房2件、LEDモジュール1件） | 23件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし                                                                                                                                                                                                  |     |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

(1) パナソニックシステムネットワークス株式会社（現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社）が輸入したインターホン（モニターテレビ付）について

（管理番号：A202400548）

### ①事象について

異音がしたため確認すると、パナソニックシステムネットワークス株式会社（現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社（法人番号：7120001235592））が輸入したインターホン（モニターテレビ付）から発煙する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

### ②当該製品のリコール（点検・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製品内部の基板に搭載した一部の部品が劣化し、発煙に至る可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2021 年（令和 3 年）12 月 1 日にウェブサイトへ情報掲載（2022 年（令和 4 年）8 月 2 日に対象となる製造番号と製造記号を追加）を行い、対象製品について点検及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202400548）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

### ③対 象 製 品：商品名、品番、製造期間、対象台数

| 商品名     | セット品番※   | モニター<br>親機品番 | 製造期間                                                  | 対象台数    |
|---------|----------|--------------|-------------------------------------------------------|---------|
| テレビドアホン | VL-SV18K | VL-MV18      | 2012 年 7 月～2012 年 12 月<br>及び<br>2013 年 1 月～2013 年 4 月 | 59,946  |
|         | VL-SV20X | VL-MV20      |                                                       | 50,424  |
|         | VL-SV25K | VL-MV25      |                                                       | 109,590 |
|         | VL-SV25X |              |                                                       |         |
|         | 修理用基板    |              |                                                       | 2,871   |
|         | 合計       |              |                                                       | 222,831 |

※モニター親機とカメラ玄関子機のセット品番で、保証書に記載された品番です。

2021 年（令和 3 年）12 月 1 日からリコール（点検・交換）を実施

（2022 年（令和 4 年）8 月 2 日に対象となる製造番号と製造記号を追加）

改修率：7.8%（2024 年 8 月 30 日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2012 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

| 年度     | 事故件数 | 被害状況 | 年度     | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2024年度 | 0    | —    | 2017年度 | 0    | —    |
| 2023年度 | 0    | —    | 2016年度 | 0    | —    |
| 2022年度 | 0    | —    | 2015年度 | 0    | —    |
| 2021年度 | 3    | 火災   | 2014年度 | 0    | —    |
| 2020年度 | 0    | —    | 2013年度 | 0    | —    |
| 2019年度 | 0    | —    | 2012年度 | 0    | —    |
| 2018年度 | 0    | —    |        |      |      |

※当該事故（管理番号：A202400548）は含まない。

#### <対象製品の確認方法>



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う点検及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

##### 【問合せ先】

パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社

テレビドアホン市場対策室（お客様専用窓口）

電話番号：0120(878)182

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<http://panasonic.jp/s/C/2112>

(2) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について  
(管理番号：A202400555)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、歯を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意喚起をしています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について一乗車前の点検を確実に行いましょう！

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、号機番号、製造期間、対象台数

| 商品名                                                | 機種、型番、<br>製造番号、号機番号                                                                                                                                                        | 製造期間                     | 対象台数      |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------|
| ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社） | <a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a> 参照                                                 | 2003年9月<br>～<br>2015年5月  | 3,164,913 |
| ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）         | <a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a> 参照 | 2004年10月<br>～<br>2015年1月 | 266,225   |
| 合 計                                                |                                                                                                                                                                            |                          | 3,431,138 |

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：25.3%（2024年6月5日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

| 年度     | 事故件数 | 被害状況 | 年度     | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2024年度 | 1    | 重傷   | 2016年度 | 0    | —    |
| 2023年度 | 2    | 重傷   | 2015年度 | 0    | —    |
| 2022年度 | 4    | 重傷   | 2014年度 | 0    | —    |
| 2021年度 | 22   | 重傷   | 2013年度 | 0    | —    |
| 2020年度 | 43   | 重傷   | 2012年度 | 0    | —    |
| 2019年度 | 59   | 重傷   | 2011年度 | 0    | —    |
| 2018年度 | 1    | 重傷   | 2010年度 | 0    | —    |
| 2017年度 | 2    | 重傷   |        |      |      |

※当該事故（管理番号：A202400555）は含まない。

### <対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。  
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。  
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



## ○ヤマハ発動機ブランドの場合



|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| 号機番号                              | ヤマハ発動機株式会社 |
| X561-1234567                      |            |
| 電動補助付自転車<br>型式認定番号                | 交 N04-11   |
| 普通自転車<br>型式認定番号                   | 交 A04-11   |
| 防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号<br>を使用して下さい。 |            |

号機番号

### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(3) 三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が輸入したエアコンについて

(管理番号：A202400556)

①事故事象について

三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が輸入したエアコンを使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018 年（平成 30 年）1 月 11 日にウェブサイトへ情報掲載（2018 年 5 月 30 日改訂）を行うとともに、同月 13 日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202400556）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999 年 10 月から 2007 年までに輸入されたもの。

○形 式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<https://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約 93 万台

【リコール実施状況】

2018 年（平成 30 年）1 月 11 日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：9.6%（2024 年 8 月 31 日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

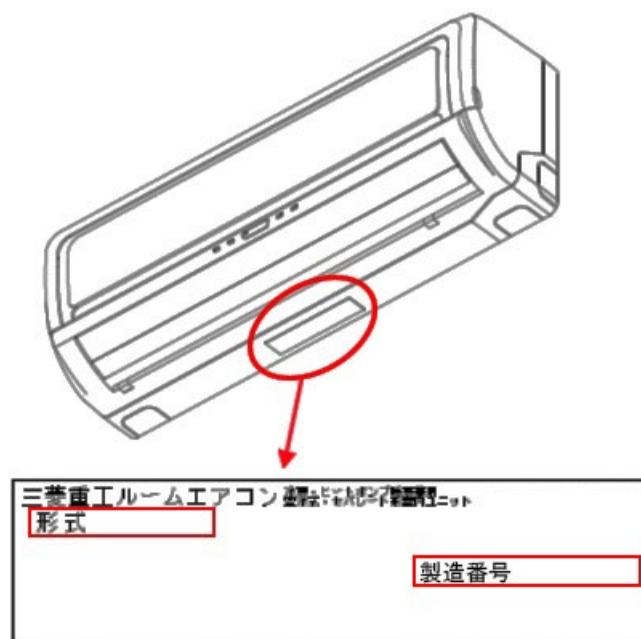
| 年度     | 事故件数 | 被害状況 | 年度     | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2024年度 | 1    | 火災   | 2016年度 | 4    | 火災   |
| 2023年度 | 1    | 火災   | 2015年度 | 1    | 火災   |
| 2022年度 | 3    | 火災   | 2014年度 | 1    | 火災   |
| 2021年度 | 4    | 火災   | 2013年度 | 0    | —    |
| 2020年度 | 3    | 火災   | 2012年度 | 0    | —    |
| 2019年度 | 6    | 火災   | 2011年度 | 0    | —    |
| 2018年度 | 3    | 火災   | 2010年度 | 0    | —    |
| 2017年度 | 1    | 火災   |        |      |      |

※当該事故（管理番号：A202400556）は含まない。

#### <対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：[https://www.mhi-mth.co.jp/information/180115\\_001.html](https://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷熱株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電 話 番 号：0120(224)570

受 付 時 間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：[https://www.mhi-mth.co.jp/information/180115\\_001.html](https://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html)

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：江藤、山田、遠藤

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 受理番号       | 事故発生日     | 報告受理日    | 製品名          | 機種・型式                           | 事業者名                   | 被害状況 | 事故内容                                                      | 事故発生都道府県 | 備考              |
|------------|-----------|----------|--------------|---------------------------------|------------------------|------|-----------------------------------------------------------|----------|-----------------|
| A202400551 | 令和6年8月25日 | 令和6年9月3日 | ガスこんろ(都市ガス用) | DG3123(TOTO株式会社ブランド:型式KNMG063F) | 株式会社ハーマン(TOTO株式会社ブランド) | 火災   | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府      | 製造から25年以上経過した製品 |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 受理番号       | 事故発生日      | 報告受理日    | 製品名              | 機種・型式    | 事業者名                                                           | 被害状況 | 事故内容                                                                                                         | 事故発生都道府県 | 備考                                                                   |
|------------|------------|----------|------------------|----------|----------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| A202400548 | 令和6年8月23日  | 令和6年9月3日 | インターホン(モニターテレビ付) | VL-MV18K | パナソニックシステムネットワークス株式会社(現 パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社)(輸入事業者) | 火災   | 異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。現在、原因を調査中。                                                                  | 東京都      | 令和3年12月1日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率:7.8%                                  |
| A202400555 | 令和5年10月※不明 | 令和6年9月3日 | 電動アシスト自転車        | A6L39    | ブリヂストンサイクル株式会社                                                 | 重傷1名 | 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、歯を負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。 | 埼玉県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月30日<br>令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率:25.3% |
| A202400556 | 令和6年8月26日  | 令和6年9月3日 | エアコン             | SRK36ZH  | 三菱重工業株式会社(現 三菱重工業サーマルシステムズ株式会社)(輸入事業者)                         | 火災   | 当該製品を使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。                                                               | 東京都      | 製造から15年以上経過した製品<br>平成30年1月11日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率:9.6%              |

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日    | 製品名           | 被害状況       | 事故内容                                                                               | 事故発生都道府県 | 備考                                                                |
|------------|-----------|----------|---------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| A202400538 | 令和6年8月23日 | 令和6年9月2日 | リチウム電池内蔵充電器   | 火災         | 車両内で当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。    | 静岡県      | 令和6年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済                                       |
| A202400539 | 令和6年6月4日  | 令和6年9月2日 | 自転車           | 重傷1名       | 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。                                           | 東京都      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月29日                                      |
| A202400540 | 令和6年7月19日 | 令和6年9月2日 | エアコン          | 火災<br>軽傷1名 | 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県     | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月23日                                      |
| A202400541 | 令和6年8月24日 | 令和6年9月2日 | 蛍光灯           | 火災         | 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                     | 東京都      |                                                                   |
| A202400542 | 令和6年8月9日  | 令和6年9月2日 | 脚立(アルミニウム合金製) | 重傷1名       | 作業場で当該製品を使用中、脚部が曲がり、転落、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                         | 東京都      |                                                                   |
| A202400543 | 令和6年7月1日  | 令和6年9月2日 | 電気掃除機(自走式)    | 火災         | 当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                 | 東京都      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月4日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し<br>厳重注意 |
| A202400544 | 令和6年7月26日 | 令和6年9月3日 | エアコン          | 火災         | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                                | 大阪府      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月23日                                      |

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日    | 製品名                               | 被害状況               | 事故内容                                                                                    | 事故発生都道府県 | 備考                           |
|------------|-----------|----------|-----------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------|
| A202400545 | 令和6年8月28日 | 令和6年9月3日 | タブレット端末                           | 火災                 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                            | 東京都      |                              |
| A202400546 | 令和6年8月25日 | 令和6年9月3日 | 扇風機                               | 火災                 | 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品から発火する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                    | 大分県      |                              |
| A202400547 | 令和6年7月22日 | 令和6年9月3日 | 電動アシスト自転車                         | 火災                 | 発煙及び異臭がしたため確認すると、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                | 東京都      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月23日 |
| A202400549 | 令和6年8月8日  | 令和6年9月3日 | イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵) | 火災                 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                            | 東京都      |                              |
| A202400550 | 令和6年8月3日  | 令和6年9月3日 | バッテリー(リチウムイオン、タブレット端末用)           | 火災                 | 商業施設でタブレット端末を修理中、異音とともに当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                  | 兵庫県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月27日 |
| A202400552 | 令和6年8月20日 | 令和6年9月3日 | レンジフード                            | 火災                 | 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。               | 沖縄県      |                              |
| A202400553 | 令和6年8月4日  | 令和6年9月3日 | エアコン(窓用)                          | 火災<br>死亡1名<br>軽傷2名 | 当該製品を延長コードに接続して使用中、建物1棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 愛知県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月26日 |
| A202400554 | 令和6年7月25日 | 令和6年9月3日 | 電動アシスト自転車                         | 重傷1名               | 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルグリップが外れ、バランスを崩し、転倒、胸部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。                | 岡山県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月30日 |

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日    | 製品名                               | 被害状況 | 事故内容                                                                         | 事故発生都道府県 | 備考                                                                                                             |
|------------|-----------|----------|-----------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A202400557 | 令和6年8月27日 | 令和6年9月3日 | パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)            | 火災   | 当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                      | 熊本県      | 令和6年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済                                                                                    |
| A202400558 | 令和6年8月26日 | 令和6年9月3日 | サーキュレーター                          | 火災   | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                 | 大阪府      | 令和6年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済                                                                                    |
| A202400559 | 令和6年8月9日  | 令和6年9月3日 | 照明器具                              | 火災   | 当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                    | 東京都      | 製造から20年以上経過した製品                                                                                                |
| A202400560 | 令和5年8月31日 | 令和6年9月4日 | イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵) | 火災   | 事務所で当該製品をパソコンに接続して充電中、異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 東京都      | 令和5年11月24日に消費者安全法の重大事故等(ワイヤレスイヤホン)として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年9月27日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し<br>厳重注意 |
| A202400561 | 令和6年6月25日 | 令和6年9月4日 | イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵) | 火災   | 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。  | 東京都      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月24日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し<br>厳重注意                                             |
| A202400562 | 令和5年1月4日  | 令和6年9月4日 | 電気式床暖房                            | 火災   | 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。                  | 埼玉県      | 令和5年9月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月26日                                                   |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日    | 製品名      | 被害状況 | 事故内容                                                        | 事故発生都道府県 | 備考                                                            |
|------------|-----------|----------|----------|------|-------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------|
| A202400563 | 令和5年12月6日 | 令和6年9月4日 | 電気式床暖房   | 火災   | 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府      | 令和5年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済<br>事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月24日 |
| A202400564 | 令和6年8月5日  | 令和6年9月4日 | LEDモジュール | 火災   | 店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月27日                                  |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし